語箋

831
60
13

収

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

祢部

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

大正
4. 2. 15
購求

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号　831-13
ガラス使用

を[illegible]ゆゑ[illegible]いまだ[illegible]ぬ[illegible]をあらはしのみつき
なり 次にねんせん法師是ねんぜんハ白髪にしてましてきん 二ハ生
りかくしていつくしきたるを知りめるといふ云 二ハ[illegible]のとハかやうに
みるきんありてあり[illegible]を[illegible]の人是[illegible]ねんぜ
小法師 五人のしゝ[illegible]むく犬のさらしにて 扨の木の下にハ
むく犬の[illegible]ねんゝ法しにとらつけて ろく法師にひかせ
[illegible]法師にとらつけて ねんゝ法しに引せり[illegible]のとハ
どこへぞ 若々の山川へむつきをまし[illegible]ねんゝ[illegible]
ろくろ[illegible]の[illegible]ハ目[illegible]のさ[illegible]
[illegible]の[illegible]人[illegible]
ねんけて 佐三ハ ネトボケテ 著[illegible]ねほけて[illegible]

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用　　挟み込み物

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

ネリ錬 ネリノ字ノ十八

練 ネリキヌ ネリニ十七下

ネリアゲ ネリカタメ

ネリノ糸 ネリノ布

ネリイト 練糸 練貫 ネリヌキ

ネリヤキ 練石 ネリアゲイシ

ネリヌキ 練貫 ネリアゲ一三九ウ

ネリヤキ 練石 ネリアゲ一二九ウ

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

[illegible]

練貫 [illegible]

練絲 [illegible]

子り 練色 舶ニ三ノ 貞五ノ五ニ [illegible] 練薄物 [illegible]

練 貞五ノ十二 火三六 練色ノ衣ノ強リ [illegible]

練貫 大三六 貞三ノ一 練貫生れ [illegible]

練薄物 武一ハ九 小二二 貞五ノ四

煉革ヲ製ル方 [illegible] 葉ハ貞十二ノ四九

練鐔 [illegible] 貞十二ノ四

煉鞍 貞十三ノ四二 煉鍔 [illegible]

ネリ革 貞十二ノ四 貞十二ノ四九 [illegible]

煉弓 舶六五

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

子夕

嫉妬娼

孔雀楼筆記巻二ノ十八オ　嫉妬娼ノ三字倶ニ女ニ从フ然レ比
婦人ノ妬ムハ男子ノ最妬ムニシカス婦人ノ妬ハ一ツ男子ノ
妬ハ名目多シ　才ヲ妬ム　寵ヲ妬ム　勢ヲ妬ム　己ニ賢シ
者ヲ妬ム　己ニ等シキモノヲ妬ム　己名ヲナサント欲テ人ノ先ツ
名ヲナサンヿヲ妬ム　己名ヲナスコト　アタハスシテ人ノ名ヲ
成ヿヲ妬ム云云　戯ニコレヲイハヽ今日ニテハ嫉妬娼ノ字ハ物
學ノ字ト同ク男ニ从カ男ノ上ニ加ヘカニテ有ヘシ

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

年中行事繪

枕草紙巻十一 こんけんろくの御屏風 こそをりしう おほのゆる名草れ
かんしよの御屏風ハをくしうそ すゑにる 月次の御屏風もをり
同春曙抄巻十一 月次の御屏風 [illegible]をかゝれるを云也 源氏に
月次の御繪とあるもおなし
真頼曰枕草紙に見えたる 月次の屏風そ 夏やわらす絵の御手ハあるへき
古今著聞集巻十云 後白河院御時 年中行事を繪にかゝれて
御賞翫のあまり 松殿へ進せられけり こまりに御覧して 僻
事あるところ〳〵おしかへをして其誤りを御自分にて 云々
つけて 其をせられけりけるを 法皇御らんして 絵を玄玉さるへきに
勅定に これなりの人の自筆にて 押紙しるいくたるを 接て
絵をなほしてとあるへき ゆゑにまうして 此画すてに 重宝となりけり
とて 蓮華王院の宝蔵にこめられけり其おしへいまにありと

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

いとゝそ、こゝろ

土佐系図云 先長 従四位下 刑部大輔 畫 年中行事六拾巻、在官庫、物
中有歟 菖蒲図 他家所未有
好古小録云、土佐家傳曰、九十巻、今所存二十餘巻、畫前刑部大輔
光長、事々物々古ヲ徴スニ、此繪及春日験記、画巻中ノ至宝也、
後鏡云、年中行事繪 二十巻、畫ハ春日光長、詞ハ源雅俊卿、
住吉家藏物本每巻記云 年中行事拾六巻者 所々三葉者雅俊卿
仙洞様ヲ勅定 一家重宝ニ可加者也 又者朝廷之御用ニ可立思召由
池尻宮内卿殿ヲ、奉拝借写所也 誠至ル子孫堅有義不
可乏 此筆風以可知一流 鏡心ト云時ハ、
慶ト三代同異慶ト同至右同内記ト
現在物本目録

大饗。朝覲行幸 二巻。 臨時客 中宮大饗 。
踏歌。五節。賭弓。

鶏合。内宴。蹴鞠。献菖蒲。射礼。弓場始。叙位。左右近衛射。
着駄改。 卯地打 未在 神事 。競馬 二巻。稲荷祭。城南神事。
鎮魂祭。平野祭。吉日被。関白賀茂詣。
神祭 着日若宮 参ト云 神事 未詳。行幸 未詳。
仏名。薗会。内論議。御灯。御斎会 内論議 祭ト云
仁王会。仏事 未詳二巻。
灌仏。真言院御修法。仁王会。
綾綺殿舞妓 残欠。
駈騰訓云 住吉廣當立日慶御日 巻物歟中ニ在ヒ住吉如慶 拝借
メ字ス甚後歟年ノ仏事焼失ス人ノ材ヲ中ニアルハ如何カ宮ナル由聞
及ヘリ此巻物 全部 六十巻 アリシカ人ノ十六巻 残リテアリ詞
書ハ藤原雅経卿ノ由ヲ伝ヘ云ヒ 土佐光長也ト云ヒ 実否 彼巻
物ハ古歟中ニ在シ年中行事御屏風ノ縁ヨリ写シ伝ヘシナンヘシ其
屏風ノ事ハ古所ニ見エタリ 其画ヲ見ルニ大極殿ノ立リ大極殿ノ
高倉院ノ治承元年四月廿日焼失ス 此後遷宮ナルト雖モ

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13
ガラス使用

見エタリ私ニ治承ヲ以テ治承ヲ以テ治承ヲ以テ現在セン時代ノ画工ノ絵ヲ
ヘシ光長ハ順徳院ノ御代ノ頃ノ人ニテ信実ト同時ノ人ナリト
廣當ヨリサラハ昔ヲ在シ年中行事ノ絵ヲ光長カ画
（ママ）

乗行云上件皇太后御産訓云云ハ寿中行事御屏風所見ヘ
モシハ年中行事御障子ノ誤ニハアラスヤ然行障子ノ仁和元年
小野宮ノ大臣道ラセラレテ違ラルニヨリ物ニ見エタレト素ヨリ
画ハアラヌヘシ所謂衛之障子也サテ光長ハタシカニ承安中ノ人ニシテ治承焼
亡ノアトノ画ヲ見テ画シ事ニシルケレハ品管廣ノ
當ノ説ニヨリ名画拾遺ニハ乗隆ノ筆ト云ヘカラス
又云乾元元年閏十月廿五日ニ十二歳ニテ薨セラレ光長ヨリハ
稍後輩ニテ時世叶カタクサンヲ画家ノ中ニ光長ヲ
以テ為ス久シトヲヘシ按光長ハ月輪殿承安三年ノ生ニテ隆信朝

臣ト共ニ画ノ事ヲ見エタレハ年歴ハタシカナレト其出自ハ詳ニセス
タヾ土佐ノ氏族トノミ思ワヘカラス、後鳥羽院ノ御宇ニ名画拾遺ニハ乗隆ノ子トセリ
ト知ラス名画拾遺ニハ乗隆ノ子トセリ乗隆ハ寿永ノ頃ニ隆親ノ
二男経隆ノ弟ニテ安元治承中光長同時ノ人ト云ヘハ
名画拾遺ニ藤原光長ハ乗隆男従五位ニ叙ス仏事ヲ務ル長
一云飛騨守従五位下寿永二年中行事ヲ画ク一云寿永二年中行事ヲ画ク詞ハ雅
綱物語ハ光長寿命ノ年後鳥羽院ノ御代ニ画ケリ一云ハ経隆ノ
歟又経隆ハ光長ノ子ニテ経隆建長中ニ命ヲ奉リ画ク
是ハ一ツノ説其説也
又拾芥ニ経隆ノ子ト云ヘルハ誤ニテ経隆建長中ニ命ヲ奉リ画ク
トアリテ證トセラレハカノ拾芥ノ有房ヲ経隆ノモトノ名ヲサト云ン
土佐家ノ証ヲ信ルモノニナキ無證ノ臆説ニシテ詳ニ
五十歩ヲ以テ百歩ヲ笑フニ似タリ又経隆有房ハ別人ニシテ全ク

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

又モイタク遺ヘルヨシハ已ニ甚麼御障子ノ処ニ云リキ凡画家ノ
系譜跡漏ニシテ訛謬オホク或ハモトヨリ意アリテ所書
セシモノ少カラス能ク古記ヲ照シテ勘ヘサレハ其欺ヲウク画工
便覧本朝画史杜撰ニシテ濫リニ名画拾彙モマタ精密
ト云カタシ唯顕文抄ハ微シ古書ニ取テ頗アヤマリサナシサ
他ハ論スルニ足ラス
真頼云年中行事絵ノ内、博物館ニ蔵セル幕本ハ鶴会。
御所会。射礼。五節。大宴。中宮大宴。着駄政。拾花会。
六府献首席。関白餐法。ニ場姫。鎮魂祭。市地行。
灌仏。仁王会。御所会。内論議。内宴。賭弓。敷覧行幸。
臨時客。大宮御所修法。城南神祭。六月祓。競馬。水灯。
叙位。踏歌節会。平野祭。所民御祭。御宮祭。御鞠。行幸ト
オホシキモノ。日吉祭トオホシキモノ。祇園祭トオホシキモノ。其他名目

シレサルモノアリ。又重複ノモノアリスヘテ四十七巻ナリ
美術世界一川崎千虎云年中行事絵ハモト二十巻アリテ大
内ノ御庫ニアリシカ其御本ハ疾ニ焼失シタリシ其以前ニ住吉如慶
ヲ朝命ヲ奉シテ摸シ置タリシモノヽ近キ世マテ残リ居タルモソレサヘ
再ヒ焼失シテ今ヽコヽカシコニカタハカリナル粉本ノ散々ニ傳ハレルソ
セメモノ形見ナリケル ソレラノ事ハ委シク増補考古画譜 [illegible]
差乃ニ見ユタルハ今更ニハト畧ナス 絵ヲ書タリトモ土佐光長ハ 扶素名
画伝 [illegible] 光長ハ 刑部大輔光長朝臣 姓ハ藤原 諱ハ
光長土佐ト称ス 従四位下刑部大輔ニ至ル 父ノ姓律詳ナラス 正安
三年ノ頃 御堂御所ノ御障子ノ絵ヲ平地行啓 日吉行幸絵ノ
図ヲ画カセラル其他幕ノ大法 以下ハ面貌ヲモ思ヒ出セラル 右馬
權頭隆信朝臣ハ当時似セ絵ノ達人ナルニヨリテ人ノ所ハカリシ
絵カヽレ候ハ光長朝臣ニ図画セサセ玉ヘリ 又或時勅ニヨリテ年中

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

子ワ

子ワケ　根付　るるト　一二五八

子ヅジンジヤ　根津神社　るるト　一二五九

子リ

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

ネラ

ねらふ四段ニ段

ねらひり圖 ネラヒノ近ハらひ段ノ附

ねらひて四ら下二段

ネラヒカリ 鬼狩 ネラ下一二九三

ネナ

子ナ

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

ネム

ねんぶる四左変格
ねむる四ら下尾
念珠 和十三ノ二十
黏腐 和十六ノ十五ノ

ネンレイ 年礼 てすみ下 一二九五

年中行事後編 口花廿八ノ七三 光長卿

年三 ネンサウ 正五九月ニハ精とちとせるるすし 枕草紙春暖物五ノ十八首

子う

国立国会図書館 タイトル『語箋』 請求記号 831-13
ガラス使用

年賀屏風 宝一ノ五六
秘方閑語四

子ム

念人 [illegible]

念ノ物 [illegible]

念珠 [illegible]

子ムリ茶 [illegible]

年中行事繪巻物 [illegible]

年中行事 [illegible]

年賀 [illegible]

年中行事繪 増補考古画語九ノ廿九

年賀ノ進物年ノ数送ル [illegible]

年号 [illegible]

年号 [illegible]

年号唱様 長二二八

年忌 [illegible]

年忌月忌 [illegible]

年給 [illegible]

年数月数日数ヲ知ル 葵三五

子ウ

子井

猎声 源氏 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

ネノ

ネノヒノアソビ　子ロ鋤　ヌタト一ニニツミ

子ノ　子日鋤　小一ツミ

正倉院子日鋤考證　大日本農會報告　三十六号ノ卅九

里ノ真頼

鋤ト云ヨリハ農ト着蓋トノ神ヲ手首ニ心ヲコレシナリ

宇多天皇ノ比ヨリ松ヲ葉飾トシ松壽ニ有ヲ比ヒ

上子日内苑内経　各位　米　西宮記一

子井

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

ネク

ねぐ四加四段 [甫]

帖五 ねくられの髪けつるよもあはされハ辛しきあをくふハくらしつ
所 さとけなきねくられ髪を見をしとてハ思ひなるけさの頭也い

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13
ガラス使用

子ノ

源氏初音　ゆふは子日なりけるにちとせの春をかけていそ
はんにことなりなる日なり姫君の出家をなさうのべれハ
ならいしもつゝへなとおまへの山の山松にあそ
河海抄　十節記曰正月子日登岳遥望四方得陰陽
静氣除憂悩之術也　亦云引山松延遐年云云
初学記云歳首説折松枝男七女二也　本朝書始
云天安元年禁中有曲宴昔者上月云中吸必
有此事時謂之子日遊今日之宴修菖蒲者也　啜
倚松根以摩腰習風霜之勢犯和茉莫而嚼
也期氣味之事調家扈從雲林院序
行まも子日のねのこめしはいまはしをしんとそ思
花鳥　朗詠子日云倚松根摩腰千年之翠滿手萱家
ゆらしまゝ子氏の姫の子なるにしのつゝをこそ引へかり　雅賢

千とせまてのけれる和ゆるくゆるりハえるけれ万ゆやへん

本村

富云後拝ノハ別寄之
[illegible]
[illegible]ノ説非之

○若草
子日

おなし 上六 天慶八年 二月 うちの御屏風のれら

廿首 家にて子のひしらるとこしろ 川上 [illegible]

後拝春上 朱雀院御製 待ふる人しなくれハ後

家 [illegible]

[illegible]

子日

[illegible]

[illegible]

山家 子日

家 何しかの山への松をうつえれハ心を地へにおもひやるこゝろ

[illegible]

子日

[illegible]

子日 [illegible]

[illegible]

人ゆかりて

家 [illegible]

子日

天元二年十月の御屏風の詞 十二月の誤か 宣旨たてまつる所屏風絵 あまの

子日の御へにあまのかく 左ノ兵衛督

小松ひく人はつれしかことり 本ことりまさりけそ ちよはまされる 躰 群

紀伊守にて子日しけるに

ちとせなるやまちの子日をまくさまし なくさの濱の松なりせは法に

我君としころ民をめくみ国をおさめおはしまし御願

とて御まうしとかせおはしまして山すのかりあり

あはれのふかきあそひ ふるきりは西にをくらし

山の秋の景色いろいろにあそひ うしなひ赤いむらさき

神のすの松むかしよりそのかけをうしちむきしのそとう

こうきようきこ 山の風はえてをと

あしきあはつちくれをやふる 世中もたのし

それはそのの御とくを ありまの御ちりにあきらなき

我君の御とくを おいらるは老てるをよろこひ賀きは

君をうしをしてへし世中のうのしきことはそのの御

子日して君さうへぬる後 月さうへぬる後 例はそのの御幸をしるはのこさん 兼盛

帝子院の御賀

帝子院の御賀の御息所のつらなりまつり

子日の屏風の歌 子日せる所を小松にちいさきかけりて

かさなるより遠さこそまされる松なれは 分しき御とし御ちとせをとん いせ

同

子日

子日するやとの子日の君をこそ ゆるしてあそひしかりしよ

人のひ

子日する人をひろけぬ神へのいとは 老木の松やへぬらん ちかき

拾遺

子日せるやとに小松のありけれは千代のこゑしに何をひろはん 忠岑

家

あきなけなる山里をしたしむとなん 子日せるなれは山へのこゑそ忘やらるれ 同

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

子日

ふ　のミこの小野まで　野
　　のひなし　小野の
　　野辺
　　きやうと　今をのみ
　　ゆき　上ミ

子日　二ノ三

続千秋上
家　春立て子日するゝ小野にいてゝ

子日

ふ　小松原　松ばら
　　ふく風の音さへ千代のためしにはつるゝ

子日

ふ　八重の大水のほとり指ぬきの松
　　子日　松ばら　指ぬきの松
　　ふるせのみ松とてる人そ

子日　屏風

ふ　もん立てめでたきのミ引松ものせハ
　　子日　しよりうつる人なれて
　　家隆卿　ものゝ一ふしやるゝ
　　ふるの
　　ふく風

後一条院

春述懐

㊁子ノ日　初子の日　おとゝしの日

四月子の日よめ出ていそぐ心ねをいかゝせむと歌人をよせて月をもてあそぶ　又ことしの子日ハ松原ハ雪ふかくてとりわきて松ハ引ともおもはねハ　松原子日ハいねをひくと引ともおもはねハ　おとゝしの日とりわきていふ

子日　汁

安和二年二月廿五日中将殿の子日し給ふ

おいのなみよるとハなしに君が代の
　千とせのかげにすめる身なれハ

内の御方を子日し給ふ

　ねの日する野辺の小松をひきつれて
　　もとの岩ねをいのるけふかな

子日のつゝしみ給ふ

　ちとせまつ子日の松のかひありて
　　君がよはひにひかれぬるかな

子日　引出物

　引出ものゝ色ハ千とせの若葉にて
　　ちよまでとこそ祝ひそめつれ

子日

　子日する野辺の小松ひきつれて
　　ちとせのかげにすめる君かな

家　まてもなくこゝろぐるしき松の色あらしいふな

子日　同二

　君ハ千とせの松ならなん

子日　汁

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

金ぬの[illegible]おとぐ 猫ノ名 枕一ノ十一 ぬのとのうまの金ぬ 猫ノ名毎之 枕一ノ十二オ

猫掻 ねこかき 明月紀 [illegible] 一般云 [illegible]

子コ 猫 日サ五 [illegible]

猫間 [illegible]

子コガキ 長一ノ三 [illegible]

子ゴザ [illegible]

子コダ [illegible]

子コヅラ [illegible]

猫アシ馬 [illegible]

子エ

子ニ

子ア

子サ

子キ 袖笠 舳ミミ

子ブリゴエ 枕二ノ二ウオ

猫ノ名 [illegible]

猫ノ名 [illegible]

猫ノ名 [illegible]

ネフ

ねぶる 四段中二段 [illegible]

ねぶる 四ら四段 [illegible]

ねぶり [illegible]

合歓木 ネフリノキ 船ノ北ヤ

子ブリ クジ船ニ云 [illegible]

子ブリゴエ 枕二ノ二ウオ

ネコ

(ネコ)

(ネコ)

(ネコ)

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

ネア

蘭茹（ネアサミ）和ヒノ十七丁 典葉或 蘆茹（ヤマアサミ）ネアサミトカケリ

根合　菖蒲ハ根ヲ賞スレハ甚長キヲ聞スシ以テ云リ

音合　震スル牛必ス貉ノ啼ヲ云

永義六年ヨリ見エタリ

[illegible]根合　永義六年[illegible]

[illegible]一丈[illegible]　右根一丈二尺[illegible]

[illegible]　右一丈[illegible]　[illegible]

[illegible]

[illegible]　[illegible]

右方根一丈二尺許根之上有葉之花枝

右方八九尺計無葉之一為頂

次右方根二ツ七尺許根上有菖蒲葉

次左方根一丈三四尺許重左勝

子テ

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

ネア

蘭茹（ネアサミ）和サノナセ下典菜或蘆茹（ヤヽアサミ ネアサミ）トカケリ

根合　菖蒲ハ根ヲ賞スレハ其長キヲ闘スヲ以テ云リ永義六年ヨリ見エタリ

音合　震スルヰ必ス雉ノ啼ヲ云

子テ

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

[illegible]
[illegible]
[illegible]

ネキ

ねぎら子四段名臣 [illegible]

祢宜（ネギ） 舳ミヒ ヲカカト一二五六

葱（ネギ）ヲ吹鳴セヽリ [illegible]

ネサ

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

(ネモ)

ねもじ　ちくこノ十一

宇治拾三ノ卅丁オ小郷篁無悪善ヲサガナクテヨカラレトヨミテノ疑ハレタルガ
かゝかなのねもしを十二かゝせて行てよめとおほせられたれをねこのこのまねこしゝの
子のあしゝとよこしゝりたれハ法門ゝ心まゝせのてるなくてやみまゝり

子ヒ

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

寝小便ノ芽 ケラん

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

鼠 ねずみ 子ノ十二ノ一

梗 ネスミモチノキ 和名ノ部下

鼠走 ねずみばしり 和名ノ十三下

鼠尾草 ねずみのお 和名ノ二十

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

831
60
13

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』請求記号 831-13

ガラス使用